

■平成29年度 幼稚園・認定こども園（1号）保育料徴収基準額表

児童の属する世帯の階層区分		国基準 月額（円）	雲南市基準 月額（円）
階層区分	定義		
第1階層 (A1)	生活保護世帯	0	0
第2階層 (B2)	市民税 非課税世帯（均等割）	3,000	2,600
	ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯等	0	0
第3階層 (C3)	市民税 非課税世帯（所得割非課税世帯含む）	3,000	3,000
	ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯等	0	0
第4階層 (D4)	所得割課税額77,100円以下	16,100	5,200
	ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯等	7,550	2,100
第5階層 (D5)	市民税 課税世帯 所得割課税額77,101円以上211,200円以下	20,500	5,200
第6階層 (D6)	所得割課税額211,201円以上	25,700	5,200

※小学校3年生までの児童が2人以上いる場合、最年長のお子さんを第1子、その下のお子さんを第2子とカウント。第2子は半額、第3子以降については無料となります。ただし、年収が約360万円未満（所得割課税額が77,100円以下）の世帯は、多子軽減に伴う多子計算（子どものカウント対象）の年齢制限を撤廃します。小学校4年生以上でも第1子となります。

なお、第4階層以上の保育料は、国基準月額の半額以下に定めているため、上記の適用はありません。

※ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯で年収360万未満相当の世帯は、第1子が半額、第2子以降は無料となります。

※その他雲南市独自減免

○第3子以降保育料の無料化

18歳未満の児童が3人以上いる世帯で、3子以降の児童であれば保育料を無料とします。